



奈良労働局発表  
令和3年3月26日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 平 久一

課長補佐 植田 好茂

電話 0742-32-0209 (内線 374)

## 令和2年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

○ 市町村及び市町村教育委員会（※）の機関（以下「市町村等の機関」という。）については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることになっており、令和2年度においては市町村の機関について、1件適正実施を勧告しました。

（※）以下のいずれかの基準に該当する場合

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

（教育委員会については、計画期間の始期の年の12月1日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。）

### 市町村等の機関への適正実施勧告

市町村教育委員会を除く市町村等の機関については、令和元年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和2年1月1日を始期とし令和2年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した1機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

また、市町村教育委員会については、令和元年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和2年1月1日を始期とし令和2年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成し、一定の改善が見られなかった機関はありませんでした。

なお、令和元年1月1日を始期とし令和2年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した機関はありませんでした。

### <参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇いを促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合以上の障害者の雇いを義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行えることになっていきます（第39条第2項）。

## 市町村等の機関に対する指導の結果

(表1) 市町村の機関(市町村教育委員会を除く)に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	6 機関
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	1 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	1機関(※)
合 計	8 機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

※ 奈良市

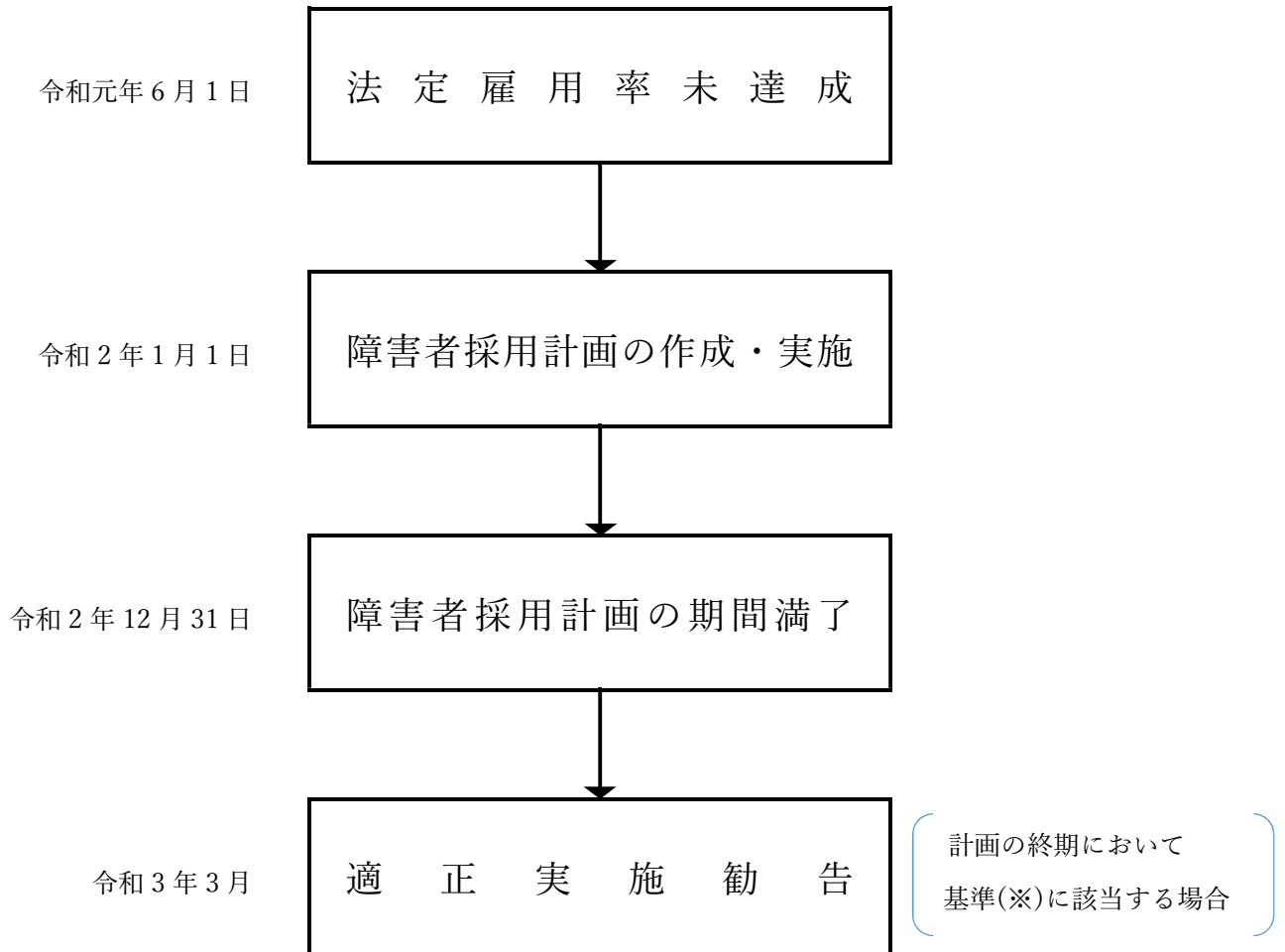
(表2) 市町村教育委員会に対する指導の結果(計画中間年)

雇用義務を達成した機関	1 機関
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	0機関
計画期間における 12 月1日時点の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	0機関
合 計	1 機関

(表3) 市町村教育委員会に対する指導の結果(計画終期)

雇用義務を達成した機関	0 機関
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	0機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	0機関
合 計	0 機関

市町村の機関（市町村教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図

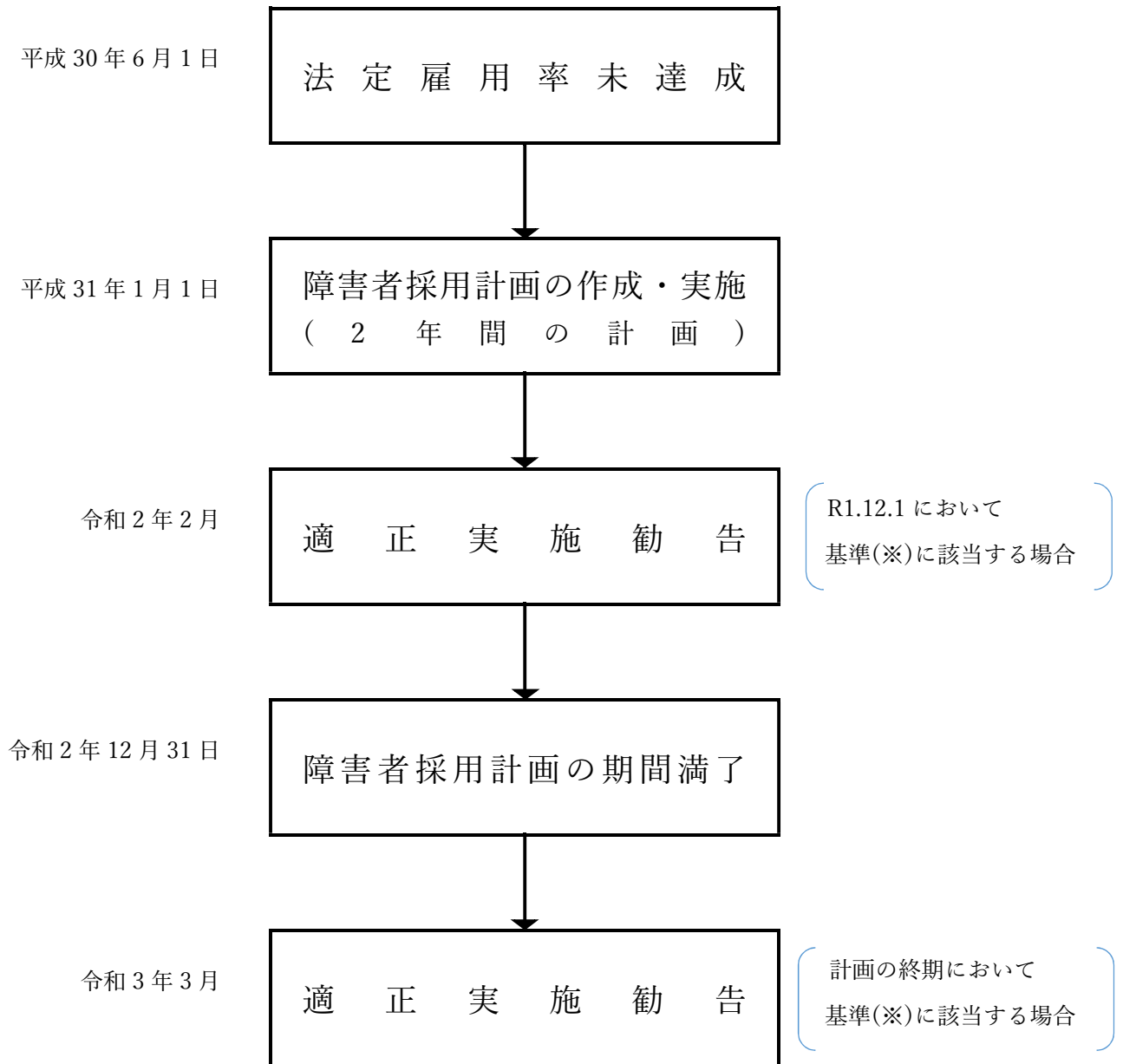


**(※) 適正実施勧告の発出基準**

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

# 市町村教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



## (※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。